

○予定価格の事後公表及び低入札価格調査制度に関する事務取扱要領

〔平成25年3月29日〕
〔訓令第3号〕

改正 平成27年3月24日 訓令第4号 平成28年3月31日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、競争入札の公正な競争を確保するため、工事に係る予定価格の事後公表及び低価格調査制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 工事契約担当課で入札に付する1件130万円以上の建設工事(設計及び測量調査は含まない。)について、予定価格の事後公表と低入札価格調査制度を併せて行うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(公表等の方法)

第3条 予定価格の公表等は、一般競争入札及び指名競争入札の終了後、適宜の方法により行うものとする。

(調査基準価格の設定)

第4条 対象工事に係る調査基準価格は、起工課において調査基準価格計算書により算出し、予定価格の10分の7.0から10分の9.0までの範囲内で設定し、予定価格調書に予定価格と併せて記載するものとする。

2 調査基準価格は、公表しないものとする。

(入札の執行)

第5条 入札者が1人しかいない場合であっても、入札を執行するものとする。

2 入札回数は、2回までとする。

3 再度の入札で予定価格以下の金額の入札がない場合は、入札を中止し、原則、再度公告入札をするものとする。

4 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者はすべての入札者名と入札価格を読み上げ、保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査委員会(競争入札審議委員会の委員長及び委員で構成する。)が、工事に係る工事担当課長等とともに入札価格の積算内訳書のほか、必要に応じ、次に掲げる事項について最低入札価格者からの事情聴取、関係機関への照会等を行い調査するものとする。

(1) 当該工事等に係る下請予定者氏名及び契約予定金額

(2) 当該工事等の施工場所付近における手持工事の状況、地理的条件、手持資材の状況等

(3) 労務、資材、機械等の量及び調達予定に関する状況

(4) 過去に施工した公共工事の状況(工事名、発注者等)

(5) 入札者の経営状態

（6） その他必要な事項

（落札者の決定）

第7条 前条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により、当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者に落札者とする旨の通知をするとともに、他の入札者に対しては、最低入札価格者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 前条の調査の結果、最低入札価格者の入札価格によっては、契約に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格で入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、同様の手続による調査を順次行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者として決定したときは、次順位者に落札者とする旨の通知をするとともに、他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

4 第2項の調査の結果、落札者がいないときは、再度公告入札をすることができるものとする。

附 則 （平成25年3月29日 訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月27日 訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日 訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。